

公益財団法人群馬県建設技術センター適合証明（新築住宅）業務約款

（責務）

第1条 申請者（以下「甲」という。）と公益財団法人群馬県建設技術センター理事長（以下「乙」という。）は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める業務方法書及び事務処理に関する諸規程並びに機構の指示を遵守し、この約款（申請書を含む。以下同じ。）及び公益財団法人群馬県建設技術センター適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって第3条に規定する業務期日までにこの契約に定める業務（以下、「適合証明業務」という。）を行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、業務規程に定める額の手数料を、第4条第1項に規定する支払期日までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、対象住宅の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が業務を行う際に対象住宅、対象住宅の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 7 甲は、乙の適合証明業務において、対象住宅の計画に関し乙がなした建築基準関係法令及び機構が定める基準への不適合の指摘に対し、速やかに図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。

（契約）

第2条 この契約は、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査・適合証明若しくは竣工済特例に係るそれぞれの検査について、業務規程第9条第1項の規定に基づき乙が各提出書類を受理したときに締結したものとする。

- 2 契約の有効期間は、契約の締結の日から起算して3年とする。

（業務期日）

第3条 設計検査の業務期日は、設計検査提出書類を受理した日から7日を経過する日とする。ただし、業務規程第4条第2項に規定する日を除く。

- 2 中間現場検査及び竣工現場検査の業務期日は、それぞれ検査予定日の翌日とする。ただし、業務規程第4条第2項に規定する日を除く。

- 3 乙は、甲が第1条第5項から第7項までに定める責務を怠った場合又は乙の責に帰す事がない事由により、前2項に規定する業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、30日を超えない範囲で業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる事項については甲乙協議して定める。
- 4 乙は、対象住宅が建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅以外の住宅である場合で、甲が同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を乙に提出しないときは、業務期日を延長することができる。

(支払期日)

第4条 甲の支払期日は、各検査ごとに提出書類提出時とする。

- 2 甲が、申請手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、各検査提出書類を受理しない。また、このことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じない。

(手数料の支払方法)

第5条 甲は、第1条第4項に定めた手数料を業務規程第39条各項の規定に基づき支払うものとする。

(計画の変更)

第6条 甲は、業務規程第15条第2項又は第3項の規定に基づき対象住宅の計画を変更（軽微な変更を除く。）した場合は、業務規程第13条第1項又は第14条の規定に基づき申請の取下げ届又は取りやめ届を乙に提出することにより原契約を解除し、別件として再度契約を行うこととする。

- 2 前項に掲げる契約解除の場合は、乙は甲の納入した手数料及び納入に要した費用（以下「手数料等」という。）を甲に返還しない。また、乙がこの契約解除により損害を受けている場合は、乙はその賠償を甲に請求することができることとする。

(甲の契約解除権)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知することによりこの契約を解除することができる。

- 一 乙が正当な理由なく、適合証明業務を第3条に定める業務期日までに完了しないとき又はその見込みのないとき。
- 二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してから30日を経過してもなお是正されないとき。

- 2 甲は、前項に規定する場合のほか、乙の業務が完了するまでの間、業務規程第13条第1項又は第14条の規定に基づき、契約を解除することができる。
- 3 第1項に掲げる契約解除の場合、甲は、手数料等の返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとし、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 4 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料等を甲に返還しない。また、その契約解除によって乙が損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の契約解除権)

第8条 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、業務期日までに業務が完了できない場合又は業務が完了する見込みのない場合は、甲に催告通知をおこなう。乙が催告通知してから30日経過してもなお是正されないときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料等を甲に返還しない。また、乙がこの契約解除により損害を受けているときは、その損害を甲に請求することができる。

(乙の免責事由)

第9条 次の各号の事由により発生した損害については、乙は、その賠償の責めに任じない。

- 一 甲の提出した提出書類に虚偽があり、それに基づいて適合証明業務が行われた場合。
 - 二 乙による故意又は重大な過失がない場合。
- 2 次の各号に関する事項について、乙はその賠償の責めに任じない。
 - 一 対象住宅が建築基準法その他の法令に適合することについて保証すること。
 - 二 対象住宅に瑕疵がないことについて保証すること。

(秘密保持)

第10条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他個人情報保護に関する諸規範に従い、適合証明業務に関して知り得た個人情報について漏えい、滅失及びき損を防止するとともに、適合証明業務以外の目的（個人情報保護法第18条第1項及び第2項に基づき、個人情報の取得に際しての通知等を行った利用目的を除く。以下同じ。）での複製、利用等をしてはならない。

- 2 乙は、適合証明業務に関して知り得た秘密情報について漏えい、滅失及びき損を防止するとともに、適合証明業務以外の目的での複製、利用等をしてはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

平成15年	8月29日	施行
平成16年	10月1日	改正
平成17年	7月1日	改正
平成18年	4月1日	改正
平成21年	6月1日	改正
平成22年	6月1日	改正
平成24年	4月1日	改正